

日本知的財産仲裁センター
事業に対する特許の貢献度評価



事業当事者には見えにくい自社／他社特許の貢献を知る

事業に対する特許の貢献度評価は、
知財系**弁護士**と当該技術分野の**弁理士**とが、
対象事業が関わる複数の組織の特許群における
個々の特許の貢献割合を**公正中立に評価**します。

対象事業

特許群の貢献（100%）

A社			B社		C社						D社		
特許 1	特許 2	特許 3	特許 1	特許 2	特許 1	特許 2	特許 3	特許 4	特許 5	特許 6	特許 1	特許 2	特許 3
25%			15%		20%						40%		

＜例えば・・・以下の場面で活用いただけます＞

- ① **技術研究組合**が研究開発の成果をもとに**株式会社化**するときの貢献度割合の評価
- ② 複数会社（ベンチャー、中小企業、大企業）で行う**共同研究開発の成果**を**ジョイントベンチャー等**で**事業化**するときの貢献度割合の評価
- ③ 特許保有の**複数企業が集合して別会社**するときの貢献割合の評価
- ④ **産学連携**における**不実施補償**の対価算定
- ⑤ **職務発明**又は**報奨**の配分を事業に対する貢献割合で評価
- ⑥ 産官学連携で行う大型研究開発プロジェクトの**産学の貢献割合**の評価
- ⑦ **パテントプール**の**ロイヤリティ**の配分の算定
- ⑧ 企業における**戦略的権利形成**の**達成度**の評価

他には無い特徴

実施技術の特許のみならず、バックグラウンド特許（実施許諾を受けられる特許）、等価的特許、代替特許、守り／攻めの特許、対応外国特許等も貢献度評価の対象



不実施技術の特許であっても 実施技術の特許より価値が高いことがある

- ・主観的にコア技術と以为っていても他社特許があれば実施が困難
- ・弱みの特許の排他力を打ち消す特許はコア技術以上の価値がある

◎特許戦略の要諦は弱みを消して強みを増すこと（丸島儀一）

事業に対する特許の貢献度評価は、弁護士・弁理士・貴社ご担当が、特許権侵害事件の戦略等を意識しながら、徹底的に議論して、特許群に対する個々の特許の貢献割合（価値）を決めます。

第三者的立場での専門的見解



忖度なし 納得性あり

- ・社内評価は評価主体の知財制度に対する認識が均質でない
 - ・当事者であるが故に気がつかない「弱み」が内在することがある
- 事業に対する特許の貢献度評価は、貴社を含む当事者の主観や力関係を排し、客観的立場の知財系弁護士と当該技術分野の弁理士のペアによる専門的見解であり、社内あるいは外部に対する納得性があります。



詳細はこちらからアクセスしてください。

<https://www.ip-adr.gr.jp/business/contribution/evaluation/>